

日医発第 349 号（医経）

令和 6 年 5 月 28 日

会 員 各 位

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公 印 省 略）

医療用機器等の特別償却制度の延長等のためのアンケート調査 への協力をお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会の会務運営につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療用機器等の特別償却制度（適用期限：令和7年3月31日）は、医療機関の設備投資に係る税制上の特例措置として不可欠な制度であり、本会は従前よりその延長・拡充を求めているところです。

今般、この特別償却制度の延長を目指す厚生労働省より本会に対し、制度の利用状況等の実態ならびにニーズ・課題を把握するため、アンケート調査への協力依頼がありました。

この制度の延長等については令和7年度税制改正に向けて厳しい査定が予想されており、延長等を実現するためにはエビデンスに基づく強い要望活動が必要です。

そこで本会は、医療用機器等の特別償却制度の延長および適用要件の緩和等の必要性を示す基礎資料を得ることを目的として、本調査を厚生労働省と共同で実施することと致しました。

会員各位の診療における医療機器等の導入・更新を支援する税制を確保するため、本アンケート調査の結果をしっかりと要望活動に活かしてまいります。

つきましては、日本医師会会員情報より無作為に抽出した会員の先生に、本調査依頼をご送付させていただきました。

会員各位におかれましては、ご多忙の折、誠に恐れ入りますが、制度延長等のために確かなエビデンスが不可欠であり、この税制措置に対する医療現場の関心の高さを示すために、多くの先生にご回答いただくことが重要となりますことを是非ともご理解いただき、下記の要領により本アンケート調査にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、実態を正しく把握するため、医療用機器等の特別償却制度を利用されていない会員各位にも、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

医療用機器等の特別償却制度に関するアンケート 実施要領

1. 調査対象

日本医師会 A①会員で診療所（医療法人または個人）の開設者・管理者から抽出した 2,000 名の会員

抽出方法：層化二段階無作為抽出法（有床診療所・無床診療所に分類の上、21 大都市・その他の市・市以外（町村）に分類）

2. ご回答方法

同封の調査票に回答をご記入の上、返信用封筒（日本医師会医業経営支援課宛）に入れてご返送ください。

- ① 同封物 「調査票」 医療用機器等の特別償却制度に関するアンケート
「参考資料」 制度の概要資料ですのでご参照ください。
「返信用封筒」

- ② 提出期限 ~~令和 6 年 6 月 25 日 (火)~~ ⇒ 7 月 16 日 (火) に延長しました

税務申告を会計事務所に依頼されている場合は、ご回答に際し、必要に応じて会計事務所に確認・相談されることをお勧めします。なお、誠に申し訳ございませんが、謝礼はございませんので、会員各位に費用が発生しない範囲でご協力いただければ幸甚です。

3. 集計・分析

集計・分析作業は日本医師会及び厚生労働省が行いますが、本会は厚生労働省に対して、個票の提供は行わず、回答者が特定できない形式で集計結果のみを提供します。また、回答者の特定につながる形で結果を公表することはありません。

4. 照会先

ご不明な点につきましては日本医師会 医業経営支援課（担当:宮澤）まで、お問い合わせ下さい。

（問合せ時間帯：9：30～17：30）

TEL：03(3942)6519(直通) FAX：03(3942)6503

メールアドレス：zeikei@po.med.or.jp

【参考資料】 医療用機器等の特別償却制度 (適用期限：令和7年3月31日)

(医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度)

(法人税、所得税)

制度の概要

① 高額な医療用機器に係る特別償却制度

取得価格500万円以上の高額な医療用機器に関する特別償却制度

特定の医療用機器（全身用CT・MRI）については効率的な配置促進のための要件を満たすことにつき都道府県の確認が必要

【対象機器】 高度な医療の提供に資するもの（厚生労働省告示に定める品目）又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

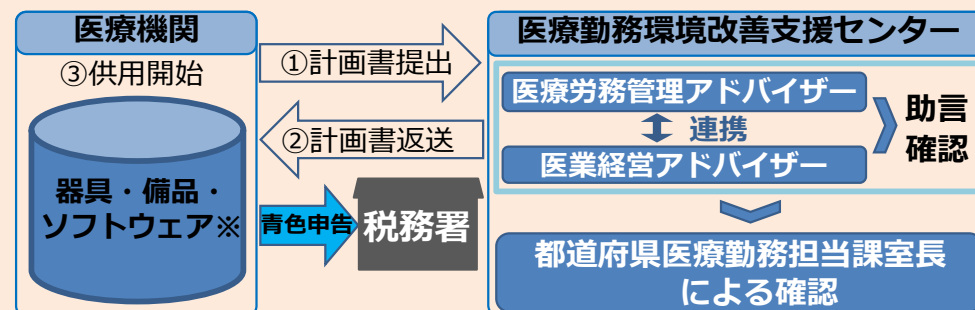
【特別償却割合】 **取得価格の12%**

② 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の働き方改革を促進するための、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却制度

【対象設備】 医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間削減計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】 **取得価格の15%**



※例えば、医師が行う作業の省力化に資する設備等5種類のいずれかに該当するもの

③ 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等に関する特別償却制度

【対象設備】 病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備

（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】 **取得価格の8%**